

犯罪被害者週間

(期間：11月25日から12月1日まで)

平戸警察署では、犯罪被害者やその家族等に対する被害の回復・軽減・再被害防止などを図るため、民間被害者支援団体や関係機関と緊密に連携し、被害者の視点に立ったきめ細やかな支援活動を行っています。

犯罪被害者支援に、みなさまの御理解と御協力をお願いします。



犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により、死亡・重傷病・障害という重大な被害を受けた犯罪被害者や遺族に対する給付制度があります。詳しくは下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

平戸警察署 0950-22-3110
長崎県警察本部警務部広報相談課犯罪被害者支援係
095-820-0110(代)